

今月のテーマ

最近の新聞記事に見る美容医療のトラブル

- ・近年、美容医療に対する消費者の関心が高まっており、美容医療に関する記事が頻繁に新聞等のメディアに取り上げられるようになってきました。
- ・今回は、プチ整形でありながらも、大きなトラブルに結びついた事例を紹介します。

注射だけで気軽にできる「プチ整形」の一部で、失明や皮膚の壊死（えし）といった重篤なトラブルが起きている。専門医によると、鼻を高くすることなどに使う充填（じゅうてん）剤（フィラー）が原因だという。詳しい調査はされておらず、現在も使っているクリニックは少なくない。

近畿地方の大学病院に2014年、体のふらつきと右目の異常を訴える20代の女性が運び込まれた。翌日、目は光を感じなくなり、右眉から鼻にかけて皮膚が壊死した。女性は鼻を高くするため、美容クリニックで鼻の付け根の骨膜付近にフィラーを注射された直後だった。

検査の結果、フィラーが血管に入って周辺の血流を止めたことが原因と判明。女性は約2週間入院し、ステロイド剤を使って炎症を抑える治療を受けた。だが右目の視力は失われ、顔には大きな傷が残った。

女性に使われたフィラーは、歯の主成分と同じハイドロキシアパタイトの微細な粒を含んだジェル状の注入剤。国内では未承認だが、顔の整形で一般的に使われているヒアルロン酸より矯正した形が長持ちしやすいとして、数年前から使われ始めた。

（平成28年6月12日、朝日新聞朝刊の記事より抜粋）

《ハイドロキシアパタイトと挿入注射器》

・ハイドロキシアパタイトはセラミックの一種で、多数の微小な孔が存在します。この孔から骨を作る細胞が侵入し、自家骨に変化していきます。

・隆鼻に使うハイドロキシアパタイトは比較的小さな顆粒で細い注射器を利用して挿入していきます。



【ご注意】

①美容医療に関しては、当社の美容医療賠償責任保険のほか、共済による補償制度がありますが、現状では少額な保険（共済）金額（1事故100万円～300万円限度）にとどまっています。

②一部の共済では、死亡または重度後遺障害（労災等級1級～3級程度）に限って補償する制度（1事故3,000万円～1億円限度）がありますが、3級に至らない後遺障害の場合は補償の対象外です。

③重度後遺障害までには至らない後遺障害が発生した場合、上記①の基本的な保険・共済では賠償額をカバーしきれない惧れがあります。また、上記②の共済に加入していても補償の対象外（※）となります。

（※）今回ご紹介した事例は「1眼の失明」と「外貌醜状」を考慮しても、後遺障害等級7級程度と推察され、重度後遺障害には該当せず、上記②の補償の対象外となると思われます。

④メスを使用しないプチ整形といえども、施術には十分な注意が必要です。